

◆ 学部通則第2条第2項に規定する「長期にわたる教育課程の履修」に関する申合せ

平成27. 12. 1
教育運営委員会

学部通則第2条第2項に基づく「長期にわたる教育課程の履修制度（以下「長期履修学生制度」という。）」については、各学部の定めるところにより各学部が判断すべきことであるが、本学としての取扱いの整合を図る観点から、以下のように申し合わせることにする。

1 長期履修学生制度の対象者の定義

視覚、聴覚、肢体その他の障害があるため長期にわたり修学に相当な制限を受けると認められる者を対象とする。

2 長期履修学生制度の申請

長期履修学生に申請できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 新たに学部前期課程に入学又は学部後期課程に入進学する者
- (2) 既に学部前期課程又は後期課程に在学し、原則として、在学期間（休学期間を除く）が1年未満（医学部医学科、農学部獣医学課程及び薬学部薬学科では3年未満）である者

3 長期履修学生制度の各種手続き

(1) 申請手続き

長期履修学生への申請手続きは、各学部の定めるところにより、学部長に願い出るものとする。

(2) 許可

長期履修学生の許可は、各学部において、障害の程度や状態又はリハビリテーションの状況、履修計画を十分審査の上、各学部の教授会の議を経て学部長が行う。

(3) 期間の変更申請

長期履修学生として許可された者が、長期履修の期間を変更する必要がある場合は、各学部の定めるところにより、学部長に願い出るものとする。

(4) 期間の変更許可

長期履修の期間の変更許可は、当該学部の教授会の議を経て学部長が行う。

4 長期履修の開始時期

長期履修の開始時期は、原則として、学年の初めとし、学年の中途から開始することはできない。

5 長期履修学生に係る授業料の額

長期履修学生に係る授業料の額は、「東京大学における検定料、入学料及び授業料等の費用に関する規則」によるものとする。

6 その他

この申合せは平成28年4月1日に入学する者及び在学している者から実施する。

◆ 学部後期課程教育における成績評価の改善に関する申合せ

平成25. 7. 9

教育運営委員会

改正 令和5. 9. 19

学部後期課程教育における成績評価の方法については、国際化への対応に留意しつつ、教育の質の向上及び公平性の確保の観点から、以下のとおり全学的な見直しを行う。その際、成績評価基準の明示に関する大学設置基準の規定を踏まえて適切な対応をとる。

1. 授業科目を開設する組織における対応

(1) 「優上」の追加及びその評価

成績評価について、「優、良、可、不可」に加え、各区分の趣旨の明確化を図りつつ、最優秀者の区分として「優上」を新たに設ける。授業科目の評価に当たっては、上位5～10%程度の履修学生（未受験者を除く。）が「優上」を取得することを目安とする。

(2) 「優」以上の評価

授業科目の評価に当たっては、30%程度の履修学生（未受験者を除く。）が「優」及び「優上」を取得することを目安とする。

(3) 申合せの対象となる授業科目の範囲

申合せの対象となる授業科目の範囲については、少人数の授業科目、演習等を除くなど、当該授業科目の実施態様に応じ、授業科目を開設する組織において適切に定める。

2. 本部における対応

(1) 学務システムの改善

上記1. に定める成績評価の区分の変更に対応するとともに、「優上」及び「優」に係る評価の適切な運用に資するため、教員が的確な成績情報の入力を行えるようにする等、学務システムの改善を図る。

(2) 成績評価の改善のフォローアップ

本申合せに定められた内容の実施状況について調査・把握を行い、その適切な運用のために必要と認める場合、全学的な観点から所要の措置をとる。

3. その他

(1) 本申合せによる成績評価は、学部後期課程の授業科目の履修学生に対して適用する。

(2) 本申合せの実施による成果を評価しつつ、総合的な教育改革の進捗状況を踏まえ、成績評価の見直しを継続的に検討・実施する。

附 則

この申合せは、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、令和5年9月19日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

◆学部後期課程における全学部共通授業科目群の科目開設・履修等に関する細則

平成 26. 2. 18

教育運営委員会

改正 令和 5. 2. 21

(目的)

第1条 この細則は、東京大学学部通則第15条第2項に定める全学部共通授業科目のうち、同条第3項に定める全学部共通授業科目群の科目（以下「共通授業科目」という。）について、同条第5項の規定に基づき、その開設、履修等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(届出及び公表)

第2条 共通授業科目を開設する学部(以下「開設学部」という。)の長は、当該科目の開設に当たり、当該科目の名称、目的、単位数、履修資格、定員、内容、授業の方法、成績評価基準その他必要事項をあらかじめ別紙様式により、教育運営委員会に届け出なければならない。

2 届出後に当該科目の内容等に変更が生じる場合は、前項の規定を準用する。

3 届出の経た当該科目は、「全学授業カタログ」に「全学部共通授業科目」として記載する等、学生に対し必要な情報を公表しなければならない。

(提案)

第3条 学部長は、複数の教育研究部局の教員の協力を必要とする共通授業科目の構想(以下「部局横断型構想」という。)について、当該科目の開設を教育運営委員会に提案することができる。

2 教育運営委員会は、全学的な観点から特に意義があると認める部局横断型構想について、特定の学部長に対し、前項に係る提案を行うよう求めることができる。

(作業委員会)

第4条 教育運営委員会は、部局横断型構想の提案があった場合、当該構想を適当と認めるときは、当該共通授業科目の企画及び実施に密接に関係する教育研究部局に所属する教職員で構成する作業委員会を設け、当該科目の内容等について検討させるものとする。

2 作業委員会は、前条第1項の提案を行った学部と緊密な連携を図り、開設学部を選定の上、授業計画案を策定し、教育運営委員会に提出するものとする。

3 教育運営委員会は、作業委員会から授業計画案の提出を受けた場合、特に支障の無い限り当該科目の開設予定の学部に対して、第2条第1項の規定に基づく届出及び具体的な実施の準備を求めるものとする。

(履修手続)

第5条 各学部においては、開設する共通授業科目の目的、履修資格、内容等を踏まえ、学生の当該科目の履修について適切に配慮するものとする。

2 学生の共通授業科目の履修については、当該学生の所属学部が定める手続によって行うものとする。

3 共通授業科目を履修して学生が取得した単位の取扱いについては、各学部の定めるところによる。

(前期課程学生の聴講)

第6条 開設学部長は、共通授業科目の聴講を希望する前期課程学生があるときは、後期課程学生の修学に妨げがないときに限り、当該学生に対し聴講を許可することができる。

(成績評価等)

第7条 共通授業科目の成績評価は、開設学部が行う。

2 複数の共通授業科目からなるプログラムであって、教育運営委員会が適当と認めるものについては、当該プログラムを修了した者に対し教育運営委員会委員長名で修了証を交付することができる。

(部局横断型教育プログラムとの関係)

第8条 共通授業科目が部局横断型教育プログラムを構成する科目である場合、当該科目については、この細則によるほか、教育運営委員会が定める部局横断型教育プログラム開設内規等に従って開設及び実施しなければならない。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

別紙様式

全学部共通授業科目開設届出書

実施部局名	
実施責任者（所属）	
授業科目名	
開講区分（ターム等）	
単 位 数	
時 限	
担当教員（所属）	
授業科目の目的及び内容 1) 目的 2) 内容（編成方針等） 3) 履修後に身に付く能力	
履 修 資 格	
定 員	
授業の方法	
成績評価基準	
実 施 体 制	

（注）「部局横断型構想」の場合は、実施体制欄に明記すること。

◆ 東京大学グローバル教育センター「グローバル教養科目群」規則

〔 制定 令 5. 3. 23 役員会議決
改正 令 6. 2. 22 〕

(目的)

第1条 この規則は、東京大学学部通則（昭和38年12月17日評議会可決。以下「学部通則」という。）第15条第2項に規定する全学部共通授業科目のうち、同条第3項に規定するグローバル教養科目群について、同条第5項の規定に基づき、必要事項を定めることを目的とする。

(開設部局)

第2条 グローバル教養科目群は、東京大学グローバル教育センターが開設する。

(開設目的)

第3条 東京大学グローバル教育センターは、東京大学グローバル教育センター規則第2条で掲げる「グローバルシチズン」の育成を目的として、グローバル教養科目群を開設する。

(単位)

第4条 授業科目は、15時間の授業時間をもって1単位とする。

(授業科目)

第5条 グローバル教養科目群の下に、別表の授業科目を置く。

(授業の方法)

第6条 授業は、学部通則第15条の2を準用し実施するものとする。この場合において、同条中の「学部長」とあるのは、本規則において「東京大学グローバル教育センター長」と読み替える。

(履修方法)

第7条 履修方法は、所属学部等が定める。

(単位の修得)

第8条 単位の修得は、試験により証明する。

2 一部の科目については、試験を行うことなく、平常の成績又はレポート等により証明することができる。

(評点)

第9条 評点は、優上、優、良、可及び不可の5等とし、優上、優、良、可を合格、不可を不合格とする。ただし、特定の科目について東京大学グローバル教育センター長が必要と認める場合の評点は、合格又は不合格とすることができる。

2 前項の評点の基準は、別に定める。

(教育運営委員会への報告)

第10条 東京大学グローバル教育センター長は、各年度に開講する科目を東京大学教育運営委員会へ報告するものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、グローバル教養科目群の開設に関し必要な事項は、東京大学グローバル教育センター長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

授業科目名
グローバル教養科目
グローバルリーダー育成プログラム科目

◆ 部局横断型教育プログラム開設内規

平成 20.9.9
教育運営委員会
改正 令和 2.2.12
令和 4.10.25

(目的)

第1条 この内規は、各学部、研究科又は教育部（以下「教育部局」という。）における固有の教育カリキュラムに加えて、学際的あるいは分野融合的な部局横断型教育プログラム（以下「プログラム」という。）に関する必要な手続について定めることを目的とする。

第2条 プログラムとは、定められたテーマに沿って講義・演習等を複数の教育部局において開設し、それらをひとまとまりとして履修するものをいう。

- 2 プログラムは、意欲ある学生が、所属する教育部局固有の教育カリキュラムに加えて履修することができるものとする。プログラムの修了をもって教育部局の卒業又は修了に代えることはできない。
- 3 プログラムには適切な名称をつけるものとする。

(主体)

第3条 プログラムの主体は教育運営委員会とする。

- 2 教育運営委員会は、プログラムの運営にあたって、教育部局、及び、研究所・機構・センター（以下「研究部局」という。）に所属する教職員の協力を求めることができる。

(提案)

第4条 プログラムの開設は教育部局の長（学部プログラムであれば学部長、大学院プログラムであれば研究科長等）が教育運営委員会に提案する。

- 2 教育運営委員会は、提案されたプログラムについて審議し、適当と認めるときは、作業委員会を設け、プログラムの具体的内容等について検討させるものとする。

(作業委員会と講義・演習等)

第5条 作業委員会は提案されたプログラムの企画・実施に密接に関係する教育部局、及び、研究部局に所属する教職員で構成する。

- 2 作業委員会の主査は、前項の委員である構成員のうちから教育運営委員会が指名する。主査は必ずしも教育運営委員会の委員であることを要しない。
- 3 作業委員会は、プログラムの具体的内容・修了要件等について検討し、企画案を策定する。ただし、修了要件については12単位以上を目安とする。
- 4 作業委員会は、プログラムを構成する各講義・演習等について、それぞれそれを開設する教育部局を、当該教育部局と協議しつつ選定する。
- 5 プログラムを構成する講義・演習等を開設する教育部局は、その科目を当該プログラムの科目として認定する。
- 6 このプログラムの科目として認定された講義・演習等を、それぞれの教育部局の授業科目としてどのように取り扱うかは、当該教育部局において決定する。
- 7 作業委員会は、策定した企画案を教育運営委員会に提案する。

(実施)

第6条 教育運営委員会は、作業委員会から提案された企画案について審議し、適当と認めるときは、プログラムとして正式に承認する。

2 プログラムは、「全学授業カタログ」に、「部局横断型教育プログラム」として記載する。

第7条 プログラムの履修を希望する学生は、学生の所属部局の担当部署で申請を行う。

- 2 担当部署は申請をとりまとめて作業委員会へ送付する。
- 3 履修するそれぞれの科目の履修手続は、各教育部局における授業科目の履修手続に準じるものとする。
- 4 単位の認定は、それぞれの科目担当教員の評価に基づいて、当該教育部局が行う。

(修了)

第8条 作業委員会は、プログラムの履修をあらかじめ申請した学生について、プログラムの修了に必要な単位を取得したか否かを確認する。

第9条 教育運営委員会は、作業委員会から前条の確認の報告を受けたときは、当該学生についてプログラムの修了を認定し、その者に対し教育運営委員会委員長名で修了証を交付する。

- 2 別に定める基準を満たすプログラムについては、教育運営委員会委員長の認定により総長名で修了証を交付することができるものとする。

(名称変更)

第10条 プログラムの名称変更は、提案した教育部局の長又は当該作業委員会が、変更の事由、変更後の名称及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類を添えて、教育運営委員会に提案するものとする。

- 2 教育運営委員会は、前項に掲げる提案事項に基づき審議し、適当と認めるときは、プログラムの名称変更を承認する。
- 3 プログラムの名称を変更するに当たっては、学生に対して適切な配慮をするものとする。

(廃止)

第11条 プログラムの廃止は、提案した教育部局の長又は当該作業委員会が、廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類を添えて、教育運営委員会に提案するものとする。

- 2 教育運営委員会は、前項に掲げる提案事項に基づき審議し、適当と認めるときは、プログラムの廃止を承認する。
- 3 プログラムを廃止するに当たっては、学生に対して適切な配慮をするものとする。

(その他)

第12条 プログラム開設の提案については、原則として毎年行うものとする。

ただし、前年度から継続して開設するプログラムについて、次の条件を満たすものは、作業委員会による提案を省略することができる。

- (1) 前年度からプログラムを構成する講義・演習等に変更がないこと。
- (2) 前号の他に、前年度教育運営委員会に提案し、承認されたプログラムの具体的内容に変更がないこと。

附 則

この内規は、平成20年9月9日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年2月12日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年10月25日から施行する。